

富士市新環境クリーンセンター整備運営事業総合評価一般競争入札心得

(平成 28 年 4 月制定)

- 1 富士市が発注する富士市新環境クリーンセンター整備運営事業に係る総合評価一般競争入札（以下「競争入札」という。）を執行する場合の取扱いについて、富士市契約規則（昭和 44 年富士市規則第 25 号。以下「規則」という。）、富士市建設工事総合評価競争入札要領（平成 18 年 10 月 12 日制定。以下「要領」という。）その他法令に定めのある場合を除くほか、この心得の定めるところによるものとします。
- 2 入札の執行について（通知）は、現説・入札の当日必ず持参してください。
- 3 入札書には建設工事費と運営管理業務委託費の内訳書を同封してください。内訳書の様式は、募集要項（第 2 部）で指定する様式としてください。なお、内訳書は、入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとしてください。
- 4 入札書の様式と封筒については募集要項（第 2 部）での指定によるものとします。
- 5 代理人によって入札するときは、入札の受付時に「委任状」を提出してください。
その場合、代理人は入札書に記名押印してください。
- 6 提出した入札書は引替・変更又は取り消しすることができません。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効となります。
 - (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者がしたもの
 - (2) 虚偽の申請を行った者がしたもの
 - (3) 所定の日時まで所定の場所に到着しない入札
 - (4) 金額、氏名その他入札要件の確認できない入札
 - (5) 入札書中入札者の記名押印のないもの又は必要な文字を訂正した場合訂正印がない入札
 - (6) 封筒に記入してある事業名等と異なる事業名等が記入された入札
 - (7) 封筒に内訳書を同封していない入札又は不備のある内訳書を添付した入札
 - (8) 入札書に記載してある金額（税抜）と内訳書の合計金額（税抜）が同額でない入札
 - (9) 同一事項につき 2 以上の入札をした者のした入札
 - (10) 自己のほか、他人の代理人を兼ねた者のした入札
 - (11) 2 人以上の代理人となった者のした入札
 - (12) 入札に際し不正な行為があった者のした入札
 - (13) その他、入札の条件に違反した者のした入札
- 8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額を記載してください。
- 9 落札者は、速やかに富士市新環境クリーンセンター整備運営事業入札説明書に基づく契約詳細の協議を開始しなければなりません。
- 10 入札及び契約履行については、「富士市契約規則」及び「富士市建設工事執行規則」並びに「募集要項」を遵守してください。
- 11 同一入札に参加した者に下請をさせることはできません。ただし市長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- 12 入札回数は 3 回までとします。
- 13 入札の立会を希望される入札参加者（代理人も含む）は、社員証等身分を証明するものの提示をお願いします。
- 14 入札参加を辞退しようとするときは「入札辞退届」を提出してください。
- 15 事故若しくは不正な行為があると認められる場合などは、入札の執行を延期又は中止することがあります。
- 16 建設工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を提出してください。
 - (1) 分別解体等の方法
 - (2) 解体工事に要する費用
 - (3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用